資料２－１

●母子保健の充実に向けた取り組みについて

１　現状と課題

（１）少子化や核家族化の進展に伴い、家庭や地域における養育機能の低下や子育ての孤立化が懸念され、産後うつ等により育児不安を持つ親が増え、社会全体での支援体制が求められている。

（２）社会環境の変化から高齢出産が増加し、不妊に悩む方が多い一方、予期せぬ妊娠により、不安を抱えながら妊娠期を過ごす方も多く、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が必要である。

２　音更町における母子保健の主な取組（別紙）

３　令和６年度の新規・拡充事業について

（１）こども家庭センターの開設（新規）

令和６年４月より、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉部門）と子育て世代包括支援センター（母子保健部門）の機能を一本化したこども家庭センターを開設し、妊娠・出産・子育て期にわたる包括的な切れ目ない支援体制の強化を図っている。

（２）特定不妊治療費助成事業（拡充）

ア　内容：特定不妊治療および先進医療に係る治療費の補助

イ　変更点：特定不妊治療の助成上限額を１回７万５千円から２０万円に増額
特定不妊治療にかかる通院交通費（２５キロ以上）の開始
一般不妊治療費の助成開始（１年度に夫婦１組につき上限１０万円）

ウ　特定不妊治療費助成申請数

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実人数	33 人	14 人	27 人	46 人
延人数	48 人	17 人	50 人	82 人
妊娠数(率)	16 人（48.5%）	4 人（28.6%）	14 人（51.9%）	21 人（45.7%）

※令和６年度：令和６年１２月末時点
※令和４年度、特定不妊治療が保険適用となったことに伴い道の経過措置に基づき助成実施。
※令和５年度より町単独の助成開始

（３）　産後ケア事業（拡充）

ア　対象：生後１歳未満の母子（利用回数は１人６回、多胎児は１０回）

イ　内容：出産後の母子における心身のケア、授乳指導、育児サポート等を実施
デイサービス型（２か所）、訪問型（３か所）

ウ　変更点：・訪問型の利用期間を生後６か月から１歳未満に拡大
・多胎児の利用回数を６回から１０回に拡大

エ　利用数

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実人数	23 人	24 人	34 人	45 人
利用延回数	41 回	89 回	115 回	137 人
平均利用回数	1.8 回	3.7 回	3.4 回	3.0 回

※令和６年度：令和６年１１月末時点